

令和8年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（都道府県を通じた取組）に係る評価項目及び配点基準（案）

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が第4次食育推進基本計画・第5次食育推進基本計画、事業実施地域を所管する都道府県又は市町村が策定した食育推進計画の目標達成に資するものとなっているか。 ア 目的が第4次食育推進基本計画・第5次食育推進基本計画、都道府県又は市町村の食育推進計画の目標達成に資するものとなっている。 イ 目的が第4次食育推進基本計画・第5次食育推進基本計画、都道府県又は市町村の食育推進計画の目標達成に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、都道府県又は市町村域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 ア 都道府県又は市町村域の課題について、調査結果等のデータに基づいたものになっており、また、目的がその課題に適切に対応している。 イ 事業実施主体が考える都道府県又は市町村域の課題について、目的がその課題に適切に対応している。 ウ 事業実施主体が考える都道府県又は市町村域の課題に対して、適切な目的となっていない。	5 3 不選定
	③ 事業実施を効率的に行うためのスケジュールになっているか。 ア 実施時期が具体的で余裕のあるスケジュールが想定されており、効率的な事業運営が見込まれる。 イ 無理のないスケジュールが想定されており、効果的な事業運営が見込まれる。 ウ 事業運営に無理のあるスケジュールになっている。	5 3 不選定
	④ 事業の内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 本事業で設定した目標の達成に向けて、明確かつ論理的な事業内容となっている。 イ 本事業で設定した目標の達成に向けた事業内容となっている。 ウ 本事業で設定した目標の達成に向けた事業内容となっていない。	5 3 不選定
実現性	⑤ 事業実施主体に事業遂行能力が備わっているか。 ア 事業実施主体に事業遂行能力が備わっている。 イ 事業実施主体に事業遂行能力が備わっていない。	5 不選定
	⑥ 取組を事業実施主体の事業以外に、ホームページや広報誌等を活用して広く普及させることにより、本事業の効果を更に高めていることが示されてい	
普及		

⑧	前々年度の達成度	
ア	達成率 80%以上	0
イ	達成率 50%以上 80%未満	- 1
ウ	達成率 50%未満	- 2
⑨	前々年度の交付金執行率(前々年度の交付額執行額/前々年度の当初の交付決定額)	
ア	執行率 80%以上	0
イ	執行率 50%以上 80%未満	- 1
ウ	執行率 50%未満	- 2

※⑧、⑨について、自然災害や経済的事情の著しい変化等の要因によって、正常な事業の遂行が困難になった場合であって、地方農政局長等がやむを得ないと認めた場合その評価項目によらないとすることができる。